

舊ニコライ堂

(明治24年,石造ビザン式)[圖 454]

東京府廳舍

(明治26年,石造復興式,妻木賴黃設計)

日本銀行本店

(明治28年,石造復興式,辰野金吾設計)[圖 455]

京都平安神宮

(明治28年,木造,平安時代大極殿の復古式,

木子清敬・伊東忠太設計)

京都本願寺阿彌陀堂

(明治28年,江戸様式,伊東忠太設計)

三井銀行本店

(明治35年鐵骨造,復興式,横河民輔設計)

第4節 明治後期及び大正期

外國建築の模倣を全く脱し,日本建築獨自の方向を定めるために各種の検討が行はれた時期で,西洋建築におけるセセツションの影響もあつた。また建築家の海外出張・留學なども多く行はれ,日本建築の革新に向つて各方面の努力がつづけられ,日本における合理主義建築の研究もこの時期から盛になつた。

運動の主なものとして次の事項がある。

第1 懸賞設計競技が盛になつたこと

第2 建築研究團體ができしたこと

大正9年に分離派建築運動があつたのをはじめとして,東京・大阪などの大都市には各種の研究展覽會が試みられ,建築論も大いに行はれたのである。

建築が文化運動の一つとして注目されるやうになつたのもこの時期である。

3. 新構造の發展

鐵筋コンクリート及び鐵骨構造が發達して都市の高層建築も多くなると同時に施工の技術も急速に進歩するに至つた。

4. 建築法令及び都市計畫

以前にも各都市にはその地方に應じてそれぞれ都市建築に對して或程度の制約が加へられてゐたが明治維新後都市の急速な發展に伴なつて都市の人口は益々増加して建築物は櫛比する一途である狀態で,このまゝ放置する時は都市の保安・保健・美觀などに悪影響をもたらす

おそれがあるので次の諸法令が公布された。

大正 8 年,都市計畫法,市街地建築物法公布

大正 9 年,市街地建築物施行令及施工規則公布

この二つは六大都市をはじめ各都市に及ぶ
れるやうになり,建築が法令によつて取締られ
ると同時に,都市計畫などと關聯して綜合的見
地に於て建築が考へられるやうになつた。

主な建築

東宮御所

(明治 40 年,鐵骨煉瓦,復興式,片山東熊設計)

帝國劇場

(明治 44 年,鐵骨煉瓦,復興式,横河民輔設計)

東京驛

(大正 3 年,鐵骨煉瓦,復興式,辰野金吾設計)

三越呉服店

(大正 3 年,鐵骨,復興式,横河民輔設計)

大正博覽會建築

(大正 3 年,セセッション式,中條精一郎・池田稔
設計)

海上ビルディング

(大正 7 年,鐵骨,鐵筋,復興式,曾根・中條事務所設
計)

明治神宮社殿

(大正 9 年,流造,伊東忠太設計)

大阪市廳舍

(大正 10 年,鐵骨石造,復興式,片岡安設計)

平和博覽會建築

(大正 11 年,分離派,瀧澤真弓・堀口捨己設計)

第 5 節 現代の建築

大正 12 年の關東大震災が建築界に與へた影
響は大きく,都市の改造・耐震構造の研究などは
急速に進み,これらが日本建築様式の重要な要
素となるに至つた。

また一方に於ては歐洲大戰後の合理主義の
建築が我が國に於ても研究されたが,これは明
治初期の技術輸入の時代と異なり,日本建築と
しての新様式創造を目的としたもので,たとへ
ば都市住居問題・工業都市計畫など,すべて我が
國の事情に即したものである。

その他意匠計畫・構造學・施行技術など,いづれ
の方面に於ても日本建築の進むべき方向に向
つて實行の時期に到達したのがこの頃である。

主な建物(但し最近のものを除く)

丸の内ビルディング

(大正12年,鐵骨,鐵筋,復興式,三菱地所部設計)

帝國ホテル

(大正12年,鐵筋コンクリート造,ライト式,ライト設計)

東京帝大講堂

(大正14年,鐵筋,近世ゴシック式,内田祥三・岸田日出刀設計)

中央電話局

(大正15年,鐵筋コンクリート,山田守設計)

東京朝日新聞社

(昭和2年,鐵骨鐵筋コンクリート,石本喜久治設計)

青山集合住宅

(大正2年,鐵筋コンクリート,同潤會設計)

震災記念堂

(大正5年,鐵筋,コンクリート,佛寺様式,伊東忠太設計)

國會議事堂

(大正5年,鐵筋・鐵骨・コンクリート,近世復興式,大藏省設計)

結 言

一國の文化が建築によつて代表されるとすれば、我々は建築史を學ぶことによつて、我が國文化史の平面をうかゞひ得たものといふことができる。

萬世一系の皇室をいたゞき、2600有餘年金甌無缺の國體を誇り來たつた我が國には、海内いたるところ數百乃至千數百年の長い年月を経て、なほよく今日に傳はる幾多の各建築が存する。

世界の多くの國は、隆替興亡の歴史を経て、今日その國、その地方の建築史をたどらうとするにも、これを求めるに由なく、遺蹟廢墟に辛うじてそのおもかげを留めるに過ぎないものさへあり、たとひ殘存するとしても、その用途を轉換されたゞその形態を残すにとゞまるものが少くないが、その中にあつて我が國の古建築が、獨り往年政治・文化の中心であつた近畿地方はもとより、國內いたるところに、儼然として長い歲

月に耐へ、建築學徒に對して、無言の間に我が國建築の優秀性を示すとともに、かやうな建築物を抱擁して悠久2600年以上に及ぶ我が國體の尊嚴さに深く心うたるゝものである。

我が國過去の建築が各その建築史を構成するとなれば、今日の建築はまた昭和時代の建築史を構成しつゝあるものである。この意味において、我々はいやしくも建築に從事するにあたり、それがやがて我が國建築史の一頁を擔任するものであることを深く心に銘じ、誠實を以て建築に努めねばならない。

建築史終



昭和18年4月15日印刷

昭和18年4月30日發行

建築史
附圖共

不許複製 (定價1圓55錢)

著作權者

財團法人 實業教育振興中央會

實業教科書株式會社

發行者 代表者 取締役社長 倉橋藤治郎
東京都麹町區五番町五番地

大日本印刷株式會社(東東一)

印刷者 代表者 青木弘
東京都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所

實業教科書株式會社

東京都麹町區五番町五番地
電話九段(33) { 0374・2277番
3581・4413番
振替東京183260番
(日本出版會員番號112572)

配給元 東京都神田區
淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社



